

## 第20回国立市介護保険運営協議会

平成30年1月10日（水）

### 【林会長】

どうも皆様、こんばんは。お忙しいところ、どうもありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、第20回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

会議次第に沿って進めてまいります。最初に、資料の確認を事務局からお願いします。

### 【事務局】

それでは、皆様のお手元に、まず、本日の会議次第を置かせていただきました。これが1枚ですね。あと、本日の追加資料ということで、資料No.53-2という4枚で、左上にホチキスどめしたものを追加資料ということで置かせていただきました。あと、事前にお渡しできる方には資料No.53をお渡ししましたが、どうしてもできなかった方につきましては、本日、机上のほうに置かせていただきました。資料No.53 国立市地域包括ケア計画答申（案）（第7期国立市介護保険事業計画及び第5次国立市高齢者保健福祉計画）という、こちら、やはりホチキスどめした75ページ分の資料でございます。以上でございます。

### 【林会長】

資料のほう、皆様、おそろいでしょうか。

（「はい」の声あり）

### 【林会長】

それでは、議題に入ります。

第7期地域包括ケア計画答申（案）について、議論をしていきたいと思います。その素案がこの手元でございますが、事務局より説明していただきますが、中身に入る前に、ちょっと進め方というか、今日は1時間ぐらいで終わられたらと思っているんですね。今週末12日の金曜日と13日の土曜日に市民の意見を聴く会がございます。そして、14日日曜日がありまして、で、すぐ15日の月曜日に次回の運営協議会がございます。この答申案を最終決定というふうに考えています。ですので、今日は、できるだけお気づきの点をご発言いただきたいと思いますが、さらに、市民の意見を聴く会に出席していただきますので、それを踏まえて、また何かお気づきの点が出てくるかもしれません。それらは、14日日曜日ですが、別の仕事があって、この職員の方、市役所にいらっしゃるということですので、14日の日曜日までにできればいろいろなお気づきの点を、あるいはご意見を事務局のほうに出していただくと、15日の最終決定にかなり反映できると思いますし、ぎりぎり15日の日中ならまだ対応が……。

### 【事務局】

そうですね。大変更だときついんですが、はい。

### 【林会長】

ええ。何か細かい言い回しですとか、そんなところだったら間に合うということですね。というのでぎりぎり15日の日中までにご意見をいただければ、最終案に反映できるんじゃないかと思っておりますので、そんな進め方で15日まで進めていきたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いします。

ということで、中身に入っているいいですかね。じゃあ、（案）について、事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

それでは、皆様のお手元にございます資料№.5 3、国立市地域包括ケア計画答申（案）ということで、こちらのほうの答申（案）につきまして説明させていただきたいと思えます。

まず、表紙をめくっていただきまして、目次のほうで、ご確認いただければと思うんですが、大きく分けて、こちらの計画につきましては、第1部、第2部、第3部、第4部と4部に分けて構成しております。まず、第1部としては、基本的考え、そして、第2部としては、地域包括ケアシステムの現状と2025年を見据えた課題と施策と、そして、第3部で介護サービスのあり方と行政の役割についてというところ、そして、第4部として、適正な利用者負担のあり方という4つのパートに分かれております。

では、こちらの資料の順に沿いまして、雑駁になってしまうかと思うんですが、駆け足ですけれども、ちょっと説明をさせていただきたいと思えます。

まず、第1部といたしまして、基本的な考えというところで、まず、こちら、この資料の本編の1ページ目に当たる部分なんですけど、計画策定の趣旨と枠組みというところで、まず、この計画につきましては、地域包括ケア計画という形で策定していきたいというところがございますので、まさに国立市の地域包括ケアシステムについての考え方を、こちらの桜の絵を使った概念図を示しながら、その趣旨を示していくというような部分でございます。この桜の絵に出てきます4つの規範、安心して豊かな暮らしを続けることができる。地域社会に参加できる。認知症や重度要介護でも住み続けることができる。そして、一人暮らしでも住み続けることができるという4つの規範。そして、そういった課題に、その規範を実現していくために目標とすべき3つの目標、いきいき元気、豊かな生活、そして、これ、つながりというのは他者とのつながりという意味なんですけれども、そういったものがこの概念図で示されているというところですね。

そして、こちら辺の説明のところがありまして、1枚めくっていただきまして、右側の3ページ目のところの中段、2として、計画の位置づけ、こちらは、今年の1月に市長からの諮問の中にもありました介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画、この2つの計画を一体のものとして定める計画ですよという計画の位置づけというのを示させていただきます。そして、3として、計画の期間として、これは法律で決められている3年を1期とするところを示させていただいております。そして、4番として、計画づくりの体制として、この介護保険運協、ここの人員構成であるとか、ここの1月空白日に答申を行ったとあるんですが、一応16日を予定しているところがございますけれども、そういった計画づくりのプロセスについて示させていただいております。

すいません。突貫でつくった原稿で、ページの変り目のところが少しずれてしまっておりますが、3ページの一番下に第2章基本的な考え方があって、それで4ページ目の将来推計にわたっての部分というところでグラフ等を示させていただいております。

5ページ目、右側、こちらでは基本理念と基本原則というのを2番として挙げさせていただいていると。これは実は介護保険法の中に目的として挙げられている第1条であるとか、あるいは第2条、第4条というのを基本的な理念と基本原則とするよというところを書き出させていただいているというところですね。

また、1枚めくっていただきまして、こういった計画策定に当たる背景や基本理念等の部分の次にきますのが、左側の6ページ目の中段にございます、第2部として掲げている地域包括ケアシステムの現状と、それから、2025年を見据えた課題と施策というところですね。まず、2部の1章として、地域包括ケアシステムの現状と課題というものを説明させていただく中で、高齢者の状況というところでの統計プラス推計を示させていただいている。見開きのこの右側にございます26市高齢化率につきましては、

国の見える化システムの中に、2014年度時点ということですが、他市との比較ということができるような機能がございますので、それを使っての高齢化率といったような、高齢者の方の他自治体との比較を示させていただいているというところがございます。

これは他市の比較というのは、また1枚めくっていただきまして、8ページ目でも、単純な高齢化率だけではなくて、後期高齢者の割合等といったようなところも示させていただいているようなところがございます。その先につきまして、8ページ目の左側に示してある国立市の地域包括ケアシステムというところで、今までの取り組み、第5期以降の地域包括ケアシステムということを経営計画に位置づけながらの取り組み等について、書かせていただいている部分と、また、1枚めくっていただきまして、実は、国立市は、医療計画についても取り組みを始めておりますので、そういった医療計画との整合性の確保というものを10ページ目に挙げさせていただいております。

そして、右側11ページ目に、地域包括ケアシステム構築のために重点的に取り組むことが必要な施策ということで、日常生活支援の体制整備というのを挙げさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、12ページ目で、その体制整備の中で大きな役割を占める生活支援コーディネーターについて記載させていただいております。この部分を執筆していただいた新田委員からいただいていた追加の原稿を事務局のほうでうまく反映させることができおりませんでしたので、本日配付させていただきました。資料53-2という、生活支援体制整備についての原稿というのがあるんですが、こちらのほう、この12ページの生活支援コーディネーターの原稿のほうにちょっと差し入れさせていただいて、さらに完成させていきたいと思っております。まことに申しわけございません。せっかく執筆いただいたものをうちのほうでうまく入れておけなかったということですので、なお、この追加原稿の編集につきましては、申しわけございませんが、ちょっと事務局のほうで一任させていただいて、また、うまく調整できた段階で皆様にお届けしたいと思っております。基本的には、大きなところは変えるつもりはないんですが、コーディネーターの記載として挙げている中で、同じ生活支援についての福祉計画で取り上げられている施策、こちち、個別の評価等についても記載させていただくといったような形で直していきたいと思っております。

13ページ目、右側の下のところに2番として、認知症施策の推進を挙げさせていただいております。

1枚めくっていただいて、見開き右側の一番下に、これもすいません。ちょっと改ページの関係で少しずつページの境目がずれてしまっているんで、一番下のところにちょっと見出しが出るというような形で、多職種で支える地域の生活として、在宅医療・介護連携の推進というところを挙げさせていただいております。この在宅療養関連は、めくっていただいて、16、17ページ、そして、18ページ目に、ちょっと再掲という形になってしまうんですけども、地域医療計画の策定といったところも入っています。すいません。複数の委員の皆様にご覧いただいている関係で、多少ちょっとオーバーラップしているところがあるのですが、こちらのほうもご意見等いただければ、うまい感じに直すやり方を事務局のほうでも編集していきたいと考えております。

見開きの右側、地域ケア会議、こちらのほうは、多職種で連携していく中での会議体ということで、国がつくって示している制度事なんですけれども、ここについての地域ケア会議の記載がされているというところがございます。

また、1枚めくっていただきまして、こういった会議体、生活支援体制整備協議体であるとか、地域ケア会議であるとか、それから、医療介護連携についての、国立市では、

在宅療養推進連絡協議会といったような複数の会議体がございますので、そこら辺の複数の会議体とこの介護保険運営協議会との関係性を示すイラスト、資料というの、見開きの右側の上の部分に出させていただきます。しております。

ここら辺までの複数のイラスト資料なんですけれども、まだ、このまま本編の中に出てくる状態では少し見づらく、小さくなっていますので、実際に冊子に印刷していくときには、もうちょっと大きいイラストの形を、資料として巻末につけていくことを事務局として考えております。

そして、見開き右側 21 ページ目の中段から、地域で安心して住み続けられるための方策として、居場所づくり、それから、一番下の行ですけれども、独居高齢者における包括的支援、そして、1枚めくっていただきまして、住まい方についての記述をさせていただきます。

22 ページの中段では、地域における自立した生活の実現のために、虚弱予防とされているフレイル予防の運動を展開ということ、既に国立市 29 年度、今現在、フレイル予防について取り組みを始めているところですが、こちらを法律で示されている介護予防の取り組みという項目として挙げております。ですので、22 ページの一番下のところにフレイル予防の目標数というのを数値目標として挙げており、見開き右側には、フレイル予防の概念を簡単にイラストで示せるような資料をつけさせていただきます。

23 ページの下側は、本人の選択と本人、家族の心構え、これ、地域包括ケアシステムというものを考えるときに、本人の意思決定、選択というところが必ず地域包括ケアシステムの土台として考えられなければならないというところは国も示しているところですね。そこについて記述をさせていただきます。で、1枚めくっていただきまして、その意思決定支援の方法等についても、今回記述をさせていただきます。

この 24 ページ、見開きの左側、真ん中のあたりで、第 3 部として、介護サービスのあり方と行政の役割についてというところで、保険制度部分についての記載がメインで示されているところでございます。

第 1 章として、給付費等の実績と見込というところで、こちらは、実際に 27、28 で行われている介護給付費の実績部分と、それから、29 年度は今、見込みというところですが、第 6 期で今現在、保険給付等がどのように行われているかというところをちょっと指し示している資料になります。これが、1枚めくって 26、27 ページ、そして、もう一枚めくっていただき、28 ページの上のところまで続いています。表をワードに張りつけていますので、若干切れ方がおかしくなっていますが、こちら、この後、編集作業できれいにおさまるように直していきたいと考えております。

そして、28 ページの表の終わったところに介護給付費等の推計についてということで、例年——例年といいますか、今まで 3 年に一度の給付費の推計の際には、エクセルのソフトウェアが全国で配布されていましたが、今回の第 7 期から、インターネット上の「地域包括ケア見える化システム」という、厚労省がつくったシステムがネット上で展開されておりまして、そこで推計を行った給付費の推計をサービス種類ごとに出しているというところであります。ここはかなりボリュームがありまして、29 ページから始まって、59 ページまでが個別のサービス種類についての推計ということになります。

そして、60 ページ目で地域支援事業についてというところで、60 ページ目の一番上の 4 というところですね。こちらについて、地域支援事業って、新総合事業と新総合事業以外の包括的、継続的ケアマネジメント事業とか、そういった事業があるんですけども、こちらについての記載をさせていただきます。

まず、(1)として、総合事業について、国立市では、全国に先駆けて27年4月から新総合事業と言われる、今現在、総合事業と言っているんですが、それを開始しておりますが、開始当初は、介護保険事業所を中心としたA型というサービスだったんですけども、その後、少しずつ住民主体のB型等も実現をし始めてきて、さらなる充実が急がれると。今後も新総合事業については、あり方を見直す必要があるだろうというところを記載させていただいております。そして、(2)番として、地域支援事業のうちの任意事業という事業で行われているおむつ給付、こちらのほうを記載させていただいています。従来の地域支援事業で行ってきた介護用品の支給事業なんですけれども、国のほうで、地域支援事業と位置づけられないという見解が出ておりますので、先日来の介護保険運協での議論をしていただいた中で決めさせていただいている特別給付、市町村独自の保険給付という形で行うこととしたという記載をさせていただいております。

そして、第2章としまして、介護給付費等対象サービス種類ごとの見込量確保のための方策というところで、これは、大きく1と2に分けているんですけども、1で人材の確保及び資質の向上のための方策というところで、今現在、取り組んでいる介護職員初任者研修受講助成事業、ヘルパー資格を取る際の助成金事業ですね。そういったものであるとか、今後、今回の地域包括ケア計画と調和をとるということで、法律上の位置づけがされている地域福祉計画にも記載があるんですけども、市内の福祉医療専門学校との連携も検討するといったようなことを書かせていただいております。また、資質向上としては、介護保険事業所の従業者の方への研修についても引き続き取り組みをしていくということを書かせていただいております。

そして、2番として、介護給付等対象サービス種類ごとの見込量確保のための方策、これはサービスを提供する保険事業所についての記載なんですけれども、通常、今まで每期ごとにグループホームであるとか、小規模多機能であるとかの整備についてうたっていましたが、今現在、第6期までの小規模多機能、そして、認知症対応型のグループホームの整備が進んでいく中で、今後について、サービスに対するニーズの動向を把握していきながら検討していくといったような書きぶりになってございます。そして、こういった地域密着型サービスについては、日常生活圏域という考え方があって、その圏域ごとに整備数を考えていくのですが、国立市、今まで市全域で一圏域としていて、それでやってきたというような実績もありますので、ここでも市全域で一圏域とするということをうたっております。

そして、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームについての記載も、こちらでサービスの見込量確保ということで挙げさせていただいております。こちらにつきましては、近郊、これは都内の近郊ということなんですけども、それから、隣接市、立川や国分寺で最近新しくできた特養もございますので、その整備状況とか、空床状況等を鑑みた上で、建設コスト等を、整備のためのコストを考慮した場合、その資源につきまして、在宅で介護を受ける方の支援に向けるべきではないかとの議論となったと。そして、施設整備の、特養整備について現状を維持していくという、先日の介護保険運協での結論を書かせていただいております。

そして、第3章行政の役割と体制整備というところで、こちらにつきましては、保険者、介護保険を実際に運営する行政としての市町村、この役割につきまして、平成29年、昨年6月に、30年度の7期の事業から保険者機能の強化というところを取り上げて、自立支援や重度化防止に向けた取り組みが推進されるといったような法改正が行われておりましたので、それについての記載をさせていただいております。

そして、第4章として、共生社会実現というところで、1番として、相談窓口の整備、

そして、1枚めくっていただきまして、共生社会実現のための課題というのを書き足ささせていただきます。

そして、62ページの中段、第4部として、適正な利用者負担のあり方というところで、介護保険を利用する被保険者の方の負担についてというところですが、これ、利用する際の負担だけでなく、保険料も含めたということになってくるんですが、まず、制度改正によって新たに導入されている部分、一定程度の所得のある方について、実は30年8月から3割負担が導入されるということが法改正によって今、決定されております。そして、昨年8月から高額介護サービス費という、1カ月当たりの負担の基準額というのがあるんですけども、その基準額を超えた分が現金で返ってくるものなんですが、その上限額の改正、改定が昨年8月に行われた際に、年間で、つまり、29年8月からカウントする30年7月までの1年間の負担額について、また上限額設定がされて、これを超過した分が返ってくるというような、新たな制度が入りましたということを書かせていただいております。

63ページ、見開き右側には、給付適正化の取り組み内容と目標というところで、こちら、今回の法改正で事業計画に取り組みを入れるというようなことになっておりまして、給付適正化につきましては、実は、事業計画には入れてないんですが、毎年、東京都に取り組みについての計画を出すというのがございますので、その取り組み目標と具体的な実施内容・方法というのを、東京都に今まで出していたベースの書式でちょっと書かせていただいております。実際、この内容につきましては、法律上の給付適正化の取り組み内容と目標という記載と完全に合致するかどうか、また、これ、東京都とまた確認していかなければいけないので、現状ではこういう今までの取り組み、やってきたことを改めて目標として事業計画に位置づけるということで、この書式で書かせていただいておりますが、場合によっては、直接保険料にかかわってくる部分でもございませんので、また、これを変更させていただくようなこともあり得るかもしれません。

この取り組み目標が幾つかありますので、63ページでは、認定、介護度の認定についての適正化、1枚めくっていただきまして、64ページでは、ケアプラン、ケアマネさんがつくるケアプランについて市町村が一緒になって点検をしていく。また、めくっていただきまして、66ページでは、住宅改修や福祉用具についての給付状況の現場での点検、そして、また、めくっていただきまして、68ページでは、これ、保険の審査、支払いを行っている東京国保連という団体があるんですが、そちらのコンピューターのデータを使ったデータの内容からの点検ですね。縦覧点検であるとか、医療情報との突合とかっていうようなところなんですけど、そういったものについての取り組み目標。そして、右側に、69ページの下段に介護給付費通知。こちらは介護保険を利用した内容について利用した方に郵便で通知を出して、このような形で使っていらっしゃるという通知を出す。これも実際取り組んでいるところなんですけども、それについての取り組みというのを挙げさせていただいております。で、まためくっていただきまして、71ページ、見開き右側、給付実績の活用ということで、この給付実績というのは、実際に保険の審査、支払いが行われたコンピューターのデータなんですけど、そういったものを活用していきますよという、そういった取り組み目標が掲げられています。

また、1枚めくっていただきまして、この4部の第2章介護保険料についてということで、先ほど来、出てきた保険給付の金額等を反映させた上で保険料を決定していくわけなんですけども、こちら、73ページには、現状の第6期の保険料の金額が表になって出ているところなんですけども、そちらについて、第7期の保険料設定に当たってはというのが、この表の下に書いてあるんですが、給付費の推計と、それから、それ

を賄うことのできる保険料算出というステップを踏みまして、結果として、保険料が増額ということになっているんですが、その要因として挙げられる、1号被保険者の負担割合が6期では給付総体の22%を原則としてますが、7期では23%になったというところ、それから、自然増としての高齢者や認定を受ける方の増加に伴うサービス量の増加、それから、看護小規模多機能等の事業所が開設されることが見込まれること等が挙げられていますよというところで、1枚めくっていただきまして、74ページ目で7期の保険料の推計したものが示させていただいております。

こちら、月額でいいますと6,025円というのが、この表の下の説明文の2行目にあるんですが、保険料基準月額を6,025円、年額にして7万2,300円と。また、今まで、第6期は12段階だったんですが、より高所得の方に対する負担をお願いしていくというところで、12段階から14段階に段階数を増やしていますと。運協で議論していただいたときには、第1段階の一番所得の低い方について、0.4という比率で見えていただいていたんですが、実際に保険料を賦課する場合には、0.35とさせていただきます。こちらにつきましては、消費税を財源として公費を投入して第1段階の方の保険料を引き下げるといふ、そういった枠組みがございますので、それを利用した上での比率ということを示させていただいております。

見開き右側の75ページには、2025年度、これは団塊の世代の方が全て75歳以上になる年なんですけれども、その段階での保険料基準の年額11万928円と推計されていると。これは全く今のままの勢いで保険給付が伸びていったらということなんですけれども、そういった金額が推計されていますよと。

最後に、保険料の減免の関係、保険料減額。現在、収入、預貯金、それから、課税されているかどうか等による被扶養者の確認とかもございまして、居住用以外の財産の有無なども判断基準として、減免を行うかどうかを決定していると。今後もこの保険料減免については、制度を維持して、被保険者の方への周知を、今現在も個別の保険料の通知、こちらにも記載しているんですが、そういったものを通じての減免制度の周知を行っていくといったようなことが書き込まれてございます。

ほんとうに駆け足でございますけれども、今回の答申（案）のアウトラインについての説明とさせていただきます。

【林会長】

ありがとうございました。

それでは、今の報告についてご質問、ご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。石田委員。

【石田（啓）委員】

ありがとうございます。今夕方ですね、まだ食事の支度をしている最中に声をいただいたものですから、でも、いただいたからには読まなきゃいけないと思って、ざっとしか読んでないんですけれども、質問を幾つかさせていただきます。

まず、この答申は、どなたに向かって、誰が読むことを想定して書かれたものなんですか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

答申ということですので、附属機関としての介護保険運営協議会に対して、市長から諮問がされております。その諮問が介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定についてということで諮問が出ておりますので、国立市長に対して答申を返すといったよ

うなことを考えております。

【石田（啓）委員】

ということは、これを読むのは市民ということではなくって、市長ということだと思っていいでしょうか。

【林会長】

事務局。

【事務局】

そのとおりでございます。ただし、市長に答申を出していただいた後、これを国立市では、今度は計画案としてパブリックコメントにかけていくという、そういうプロセスを経ていくという予定でございます。

【石田（啓）委員】

あまりよくわかっていない市民がこれを読んだときに、すごく難解なところがいっぱいあって、例えばそういう一つ一つのわかりにくいところ、何か特定何とかが、そういうことに対するちょっとしたコメントみたいなもの、それから、IADLだったかな、何かそれは一体どういうことなのかみたいなこともちょっとつけていただけたら読みやすいかなとまず思いました。それは私が思っただけで、意見として申し上げたいと思います。

で、まず、1ページ目の8行目ぐらいかな、「居場所づくりは孤立しないためののみならずフレイルにならないための予防ができるような体制をつくることである。」というの、どうも意味として、私、よくわからないですけど、どういうことなんでしょうか。何かすぼっと入ってこない。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

居場所づくりということがこちらで記載させていただいて、相すいません。ちょっと少しわかりにくい形になってしまっているのかもしれないんですが、居場所ということ考えたときに、確かに孤立しないようにというのはすぐわかると思うんですね。で、実は、フレイルという、高齢者の方が虚弱になっていくプロセスというものが、後ろのほうで出ているのは、フレイル予防のイラストにも出ているかと思うんですが、そちら、この今、答申案でいきますと23ページとかに出ているんですけども、実は、高齢者の方が虚弱になっていくと、その一番のきっかけ、出だしのところは、社会とのつながりを失うこと、これが最初の高齢の方がだんだん身体機能を低下させてしまうことの引き金になるというふうに考えられるというのがこのフレイル予防の考え方でございまして、そこにつながっていく考え方なんですけど、ちょっと表現についてはまた直すような形で。

【石田（啓）委員】

はい、ちょっとわかりにくいなと思いました。

【林会長】

新田先生。

【新田委員】

今、一番言われているのは、ひとり暮らし、あるいは老老も含めて、身体活動のみを行っている方は要介護になりやすい。文化活動、あるいはボランティア活動等、居場所に対して参加型である人であればあるほど、要介護になりにくいということがだんだん明確になってきている。その言葉を、例えばあそこの先ほど出ている新しい国立市がや

ったとことか、そういったような居場所が、もうちょっと言うと、小学校区域で介護保険サービスではなくて、この国立全域に網羅されるという意味の居場所、で、そこをおそらく、この最初の枠組み、趣旨の中にごちゃごちゃ書きちゃうと読みづらいたろうなというような意味合いもおそらくあり、まとめるとこうなると。ただ、わかりやすく、先ほど言われましたように、市長答申ですが、その後、もっと市民にわかりやすい言葉にするためには、いろいろその意味合いとか、解説は必要になるだろうなと思います。

【林会長】

はい。

【石田（啓）委員】

それから、2ページの中で、「この町でいきいき元気に生活することができない事は明らかであり、政策実現に多世代、他分野の」の「他」はこの他でいいんですか、「多い」じゃなくて。真ん中辺なんですけど。段落の6行目の。

【林会長】

はい、事務局、お願いします。

【事務局】

すいません。その2行上では、多い分野で直しているんですけども、すいません。

【石田（啓）委員】

やはり多分「多い」ですよ。

【事務局】

はい。申しわけございません。「多い」に直します。

【石田（啓）委員】

それから、まだちょっと、ごめんなさい。16ページの「③で在宅での一人暮らしらの認知症高齢者への対応」というのがちょっとよく、私の頭にはすんとこないんですけど。

【新田委員】

一人暮らしの「人」ですね、おそらく。「人」ですね、一人暮らしの人。

【石田（啓）委員】

一人暮らしの人の、そうですね。

【事務局】

一人暮らしの認知症高齢者でいいです。

【新田委員】

いいよね、それでもね、はい。

【事務局】

はい、すいません。一人暮らしの認知症高齢者で。

【石田（啓）委員】

はい。あと、いろんなこのグラフの中で、途中で何もなくなっちゃっているようなところというのは、その時点でサービスがなくなるということなんですか。

【林会長】

よろしいでしょうか。

【事務局】

はい。一応見込みとしてのサービスがなくなるという形で考えております。

【石田（啓）委員】

わかりました。大体このくらいわからなかったことがあったので、ありがとうございました。

【林会長】

ありがとうございます。ほかにいかが、はい、田村委員。

【田村委員】

田村です。

今、ちょっと説明を聞きながら、ざっとこれ、読んでみたんですけども、文章の表現上でかなりいろいとすごくわかりにくい。一つの文章がものすごく長くて、句読点の打ち方とか、いろんなところがまずいし、表現もまずいし、申しわけないんですけど、今、ここで一つ一つ意見をね、私はとてもじゃないですけども、言うことはできませんので、市長に答申する、そしてその後、市長のほうからはパブリックコメントが出されるということなんですけれども、私たちがこれを読みこなして、実際にここはこうじゃないですかというふうな意見を言う場所というのは、今後、まだあるんでしょうか。

【林会長】

はい、事務局。

【事務局】

パブリックコメントに入るのと同時に、こちらの、その手前でまず市民の意見を聴く会もやりますし、あと、パブリックコメント自体でも意見をいただきます。そして、市民向けの説明会というのもさせていただきますので、市民の方からご意見をいただくという場はあるかというふうに考えております。

【田村委員】

すいません。そうしますと、市民の意見を聴く会とか、何ですか、それはどういうものに基づいて意見を聞くようになるんですか、市民の方から。例えば13日が今回ありますよね、今週末ぐらいに。で、それに関して、私たちはどういう立場でどんなふうに市民の方の意見を聞いて、ただ聞くだけでいいのか、それに対して何らかのこちら側で返答が必要なのかどうか。ちょっと私も全然もうわからないので、で、その後またパブリックコメントが出るとか、いろいろ言ったって、実際に、じゃあ、この答申が、今（案）ですけども、決定されるのはいつになるんですか。

【林会長】

はい、事務局。

【事務局】

すいません。今、田村委員のおっしゃった私たちというお言葉をきちんと理解できていなかったんですが、運協の委員としての答申ということになりますので、この答申自体は、今、16日を予定しております。市民の意見を聴く会というのは、この答申（案）の段階で運協の委員の方が市民目線でどうなっているのかという意見を聞いていただいた上で、16日の答申を出す手前の15日にもう一度この答申について、最終的な形をこういうふうにしていきたいというのを、もう一度介護保険運協の場を開かせていただいて確認していくということになりますので、委員の皆様については、考えていらっしゃる、感じていらっしゃることを今、事務局に返していただくのもありますし、その12日、13日の市民の意見を聴く会での市民の方からの意見を聞いた上で、じゃあ、こういう表現とか、こういう直し方とか、こういう説明は必要なんじゃないかとかというのを事務局に言っていただければ、それが先ほど会長から言われていた、別業務でちょっと14日、事務局の人間、出てまいります。私も出てまいりますので、そのとき等にいただければ、最後に市長に出す答申の内容について反映させて、15日の介護保険運協でその確認をして、そして、16日に答申を出していくというふうな形、それが運協としての答申という部分。で、それが終わった後に、今度は国立市としての

計画案をまたパブリックコメントにかけていくといったようなプロセスでございます。

【田村委員】

意見交換会のときに市民の方はこの資料をお読みになるんですか。

【林会長】

事務局。

【事務局】

いきなりこれですとさすがに読めないと思いますので、これ、すいません。今、できてすぐという段階ですので、これをまた概要版としてポイントをまとめたものを作成させていただきます。

【田村委員】

私たちが今日初めて、今までのものはこういう形になって出てきたわけですが、文章となってきたのは初めて見て、読んだわけですから、そうすると、私が、もし、この文章はこんなふうにもしかしたら直したほうがいいんじゃないかとかというような意見をそちらに伝えるのは、14日までにお伝えするんですか。

【林会長】

事務局。

【事務局】

はい。14日までにはいただければと。ただ、15日でもまだ、ええ、ちょっと保険料を直せとかいう話になっちゃうと困るんですけれども、文章等についていただければ、まだ15日でも直せるかと思えます。

【田村委員】

で、もう急いでいるんですか。

【事務局】

そうですね。15日午前中ぐらいがありがたいです。

【田村委員】

午前中ね。

【林会長】

はい、新田委員。

【新田委員】

おそらく、これ、最後はタイトになってくるので、非常に短い時間で大変だと思うんですが、どんどん赤ペンを入れていただくというのが一つですよ。赤ペンを入れたままで、またそれが赤ペンになることだってあるので、それを検討するという、その……。

【田村委員】

これに赤ペンを入れてお出しする……。

【新田委員】

はい。さらに検討するという、その作業も必要になるだろうと思えますね。その意味で、月曜日だけ、この次回の運協は。

【事務局】

15が月曜日です。

【新田委員】

月曜日ですね。おそらくそこが最終的な赤ペンの赤ペンで、どんなことかというのを決めるような話になるか、あるいは臨時にもう一回開けるかどうかですよ。という話じゃないでしょうかね。はい。日程がないんだね。

【林会長】

はい、事務局。

【事務局】

あと、申しわけないんですけども、複数の方に書いていただいている文章もございまして、てにをはであるとか、文章の文調ですね、「何々である」とか、「何々だ」とかっていったような、そういった書きぶりについては、事務局のほうでまた統一させていただきたいと考えておりますので、はい。

【田村委員】

仮に私のほうで気がついたところだけは赤を入れたり、あと、表現だけでわかりにくい部分もあるので、そんなところを指摘させてもらえればと思います。

【新田委員】

いいじゃないですか。はい。

【林会長】

ほかにかがででしょうか。はい。北野委員。

【北野委員】

4ページから始まっている5、6、7ページ、高齢化のグラフがありますけれども、少子化、せっかくこのことが載っているんですけども、高齢化の各自治体別のグラフがありますね。率直に少子化率というのがあるんでしょうか。そういうデータがあるんでしたら、それで、もし他市と比べているデータがあったら、僕、ちょっと率直に知りたいなと思いました。高齢化率と、じゃあ、少子化率というデータがもしあるんでしたら、率直に知りたいなと思いましたので、もしかしたら、市民の意見を聴く会にこういう質問が出るかもしれませんので、お持ちになっていたらなと思います。意見です。

【林会長】

はい、新田委員。

【新田委員】

あと、今、北野委員が言われましたように、さらに必要なデータって実はあるんですよ。ひとり暮らしの率、あるいは老老介護の率とか、まだまだここにデータがないがあるので、そこ、いつの、2年前ですか、2年前の調査しかないのが状況なので、どこまで載せていいかというのがあるので、とても重要な視点ですよ、どっちもね。だから、どうしましょうかという話ですよ。

【林会長】

はい、小出委員。

【小出委員】

今のデータに関連して、高齢の方の独居率だとか、あるいは認知症で独居の方とか、ちょっとそれぞれの認知症、高齢化——高齢化というか、後期高齢者とか、そういうのを組み合わせた形での率とか、そういったところをちょっと載せていただけるとより…。

【新田委員】

おそらく事務局から答えがあると思いますが、2年前ぐらいなんですよね。最新の今年のデータ、今のデータってなかなかなくて、それでもいいかどうかですよ。どうぞ。

【林会長】

はい、事務局。

【事務局】

ちょっと本編に入れるのが間に合わない場合に、巻末の資料としてつけるかどうかというのはちょっと検討させていただきたいと思います。

あと、新田委員のおっしゃるとおり、ひとり暮らし高齢者については、国勢調査で調べているんですけど、これ、5年1回の国勢調査で、たしか27年だと思しますので、それで2年前というふうになります。認知症関係の方の場合は、保険のデータで認知症の有無は認定を受けている方はわかるんですが、この方が実際に独居かどうかというのは、一件ごとの調査になりますので、こちらが計画書としての印刷等に間に合うかどうか、最新の情報で間に合うかどうかというのは微妙なところでございます。

【林会長】

山路委員。

【山路委員】

ちょっと全体の印象ですが、グラフが多過ぎるんですよ。要するにね、介護給付の関連のグラフを全て入れていますよね。これでいうと、29ページから59ページまで30ページにわたって介護給付の関連のデータが網羅されているのは結構なんだけど、ここまで入れると、やっぱり読むの、面倒くさいし、しかも、意味があるのかと疑わしくなるようなデータもあって、例えば一つの例ですけれども、53ページの介護予防認知症対応型共同生活介護給付費推計というのが最初から最後までゼロが続いているグラフを載せているんですが、これは文章で書くのはいいけれども、グラフは要らないと思いますね。あまり変化のないようなグラフについては、居宅介護支援給付費推計とか、こういうのは、しかし、どうかな、推計は。そこら辺、もうちょっと取捨選択していただませんか。

それから、さっきの少子化の話も非常に重要だと思いますけれども、ただ、入れる以上はやっぱり文章も書かなくちゃいけないのでね、興味を持って参考資料として最後に巻末につけるとい程度なら、まあ、いいのかなという感じがしますが、ただ、全体的なグラフの多さからいうと……。

【北野委員】

この中に入れろというのではなくて、興味もありますので、データとして。

【山路委員】

そうですね。それはできるだけ取捨選択したほうがいいんじゃないかという感じがします。

【林会長】

事務局。

【事務局】

グラフを入れるかどうかはちょっと検討させていただきたいんですが、一応法定項目として、保険サービス量の推計値については載せるというふうに法律上位置づけられておりますので、あとは、載せる場所とかを後ろに回すのかとかいったような工夫はできるかと思います。

【林会長】

それで、その話なんですけど、私たちは、私たちというのは、この運協は、来週の火曜日でしたっけ。16日に市長にこの答申を提出したいという予定があります。そして、その後、これは第6期のなんですけど、第6期は3年前の3月という日付がついていまして、誰が策定したかという、国立市長名なんです。ですから、残るのはこっちほうで、市民の皆さんが読むのもこっちなので、ですから、これは法律でこういうのを載せるって決まっているのは載せなければいけないし、それを載せたこういう文章はつくらなければいけないと思うんですが、やはり介護保険事業計画が地域包括ケア計画にかかわって、市民の皆さんにやはりこれは一体何なんだということをおわかっていただく必要があ

と思うので、ですから、ちょっとその何か3つ段階があるような気がしまして、まずは、市長にこの運協として答申を出す段階、それから、市として、こういう事業計画を市長が策定するという段階、そして、策定された地域包括ケアの事業計画がどういう意味を持つのかということをも市民の皆さんによくわかっていただけるような、そういう段階、何かそういうふうには3つには、最初の答申と市長が事業計画をつくるというのはこれまでもやっているから、そうなんです、先ほどから出ているように、市民に先ほど何十ページもあるような、このサービスの種類ごとのグラフが必要かという、そうでもなさそうなので、そういう市民向けというのをつくるというようなことを考えてもいいんじゃないかと思うんですが、ちょっと事務局、もしお考えがありましたら。

**【事務局】**

市民向けの説明会も設けていきますし、必要だと感じておりますし、従来は介護保険単体でやってきた計画ですので、今後、福祉計画も合わせてということであれば、保険サービスについて細かく細かく書いていくかどうかというのも、確かにおっしゃるとおりだと思いますので、例えばそういったものは資料編として後ろにもっていくか。実は、介護保険の事業者さんとかはこれの数値のところを見たいという需要もないわけではないので、見やすい部分と、数値として見たい部分という、それぞれに伝えられるように、ちょっと構成のほうを工夫できればというふうに考えます。

**【林会長】**

新田委員。

**【新田委員】**

実は、第5期、6期の介護保険事業計画まではとてもやさしかったです、はっきり言いまして。地域包括ケア計画というのは、今、林先生が言ったんだけど、とても難しく、今、厚労省で私、市町村の職員向けの地域包括とは何かという計画、そのつくりをやっているんですね。市町村行政職員がわかってないですよ。その中で、こういったものをつくり上げるということは、言葉も含めてとっても難しいです、はっきり言いまして。何を言いたいかということ、市民にやさしく地域包括づくりというのは、できるだけ、例えば第6期を見ていただくとわかりますように、ものすごい抽象語で使っています。抽象語で使っている限りは誰も批判できないし、大丈夫なんですね。やさしい言葉ですればするほど、さらにわかりにくくなるという問題があるんですね。なぜかということ、今、さっき地域包括って一体何なのということから始めなきゃいけないのを、具体的な事例をもって始めるから、一体何言っているかわかんなくなるんですね、やっているときに、中身も含めて。

ということで、今回の、先ほど話がありましたけども、誰向けか、誰にわかりやすくかということ、最終的には、私は、やっぱり市長向けの答申として、明確にまず出すというのが、この委員会の役目なので、それを徹底したほうがいいと思います。その次の問題は、これ、今度、市の行政の話ですから、市民向けとか等々は。ということで、おそらく市の行政は、これの基本的な方針のもとに、違わないようにつくるはずですから、一語一句ということよりは、もうちょっと明確にそこをしないと、ちょっと何をやっているかわかんなくなるだろうなと思います。

**【林会長】**

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。林委員。

**【林（瑞）委員】**

今、ちょっと並行して地域福祉計画の策定のほうもやられていると思いますけれども、そこで共通しているのが、やはり人材確保対策のところだと思います。今の6期の事業

計画の中では、人材確保については、今後の残された重要な検討課題ということで終わりに書かれているんですけども、今回ね、60ページの2章のところには人材確保及び資質の向上のための方策ということで、数行書かれていますけれども、その中については、人材の確保ということではね、初任者研修の受講助成事業とか、YMCAとの連携ということなんですけれども、果たしてそれだけで人材確保ができる状況なのかというのはとても疑問に思います。

で、特に施設は多くの介護職員を抱えていかなきゃいけない中では、とても今、人材難で足りないような状況と、せっかくサービスで介護報酬を得た費用が全て派遣とか、紹介のほかに搾取されているような状況がある。そういったところをきちんとバックアップするような体制にしていかないと、とてもじゃないけれども、実際に動いている事業者はちょっともないような状況があるので、ここではね、行政ができることを検討していくというふうになっていますが、検討は6期のときに入れているので、ぜひこれは実施していくというような形で、ちょっと中身をもう少し盛り込んでいただきたいなと思っています。

【林会長】

ありがとうございました。小出委員。

【小出委員】

今の人材確保の件に絡んでなんですけれども、国立市として、介護人材人手不足というのはすごい言われているし、実際そうだと思うんですけども、国立市としての基本方針というか、例えばどういったところに人材を求めていくのか。先ほどちょっと少しお話ししたんですが、例えば言われている中で、潜在介護士の方にアプローチするとか、あるいは外国人の方とか、あるいは高齢層、シニア層とか、あるいは若年層に向かって介護の仕事をよく伝えていくとかいうところの、いろんなやり方があると思うんですけども、そういった、この介護計画としての基本方針というか、そういったところをちょっと示すというお考えがあるのか。あるいはあったときに、どういう形でそれを記述していくのかということをお聞かせいただければと思います。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

介護にまつわる人材の確保ということなんですけど、今、委員のおっしゃられた潜在的な介護人材の発掘といったようなところも確かにあるというふうな認識でございます。それもあつての初任者研修であったり、あるいは実際に今まで、一回は資格を取ったんですけども、今、働いてない方とかっていうのも何とか見つけられたらということもあるんですけど、それと並行して、実際に高齢者の方を支援していくのに、必ずプロの人材でなければいけないのかという視点も、国立市では総合事業を通じて展開しております。ですので、これ、地域支援事業についてという、同じ60ページのところで書いている部分であるんですけど、A型というプロの事業所の部分が今現在中心的にやっているんですけど、必ずしもプロの資格が必要でないような家事にまつわる援助部分、そういったところを中心として有償ボランティアの方に活躍していただければ、それはとりもなおさず、生きがい、もしくはある程度の収入といったような就労部分の施策にもなり得ますし、そういった部分でカバーすることで、かなりのプロの方が逆に資格が必要な身体介護等に集中できるんじゃないかといったようなところは、今までの運協の議論の中でもあったところがございます。

【林会長】

小出委員。

【小出委員】

ありがとうございます。そうしますと、今の馬場課長の話をちょっと、私の理解で言えば、いわゆるプロの有資格者の方が専門的な介護というのを担っていくと。対象としては重度の方であったり、認知症の方であったり、そういったところはプロがやっていくと。それがまず一つあって。で、有償ボランティアとか、B型というんですか、有償ボランティアですとか、市民とかがっていったところの、先ほど居場所のところでも出てきたような形の通称Bですか、そういった形で生活援助みたいな、家事援助みたいなところはプロじゃない、一般の住民のボランティアみたいなところが担っていくと。この2つがあって、そうしたときに、まず、プロのところも、やはり人材不足が非常に激しいと思いますし、で、逆にプロじゃない、住民のボランティアのところも、じゃあ、ボランティアやってくださいと言ったところで、じゃあ、やりますって手挙げてくれる人って、一体どれぐらいいるのかということもあるんで、その両面、だから、プロをどうやって、プロの人材をどういうふうに確保していくかということの方策と、あと、プロじゃない、一般住民のところをどういうふうに参加してもらおうかということの、基本方針というか、どういうふうに、誰に対してどういう策をとっていくのかがもう少しわかることを聞きたいと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【林会長】

新田委員。

【新田委員】

おそらく全編に網羅しているのは、今の話を網羅していると思いますので、赤いペンを入れてほしいんですね。全編それですよ、今回は。要は、人材も出てこない。何もどこからも出てこない。そうすると、効率的にどうするかという、今の話じゃないですか。ということで、具体的には、例えばシニアカレッジだとか等々とか、伴走者とか、いろんな、さまざまなことがここに書いてあるのは、それが一つ。だから、断片的なものではなくて、トータルの計画の中にそれがずっと、もうどこへいっても網羅してあると思います。もっと言うと、じゃあ、重度介護者、どうするんだという話じゃないですか。で、それは、例えば介護事業所がこのこの現状の中で、どうやって効率化してやっていくかという事業体の問題にもなってきますよね、それは。というようなことが、今、例えば全国的にいろいろ考えられている中で、そこまではこの介護保険運協で議論してこなかったじゃないですか、そこは。議論してこなかったことは書けないわけですよ。今、書けと言ったって書けないわけですよ、市や行政が勝手に書くわけにはいかないわけで、で、この議論の中で今までやってきた中で出せるものはおそらくこのぐらいなんだらうねという、そういうふうにして、次のステップね、さっき林委員が言われたように、もちろん行政計画としてはやるべき必要があるだらうなというふうには私は思いますけどね、そこはそこで。まず、この中で議論してほしいというふうに思います。

【林会長】

小出委員。

【小出委員】

おそらくこの計画の中に人材確保といった観点のことは網羅されているんだと思うんですけれども、それを、何と申しますか、ここに人材確保及び資質の向上のための方策ってありますので……。

【新田委員】

そこは足りないよね。

【小出委員】

ええ。なので、方策って一体何なのかなといったときに、確かに全編にわたって読めば、その方策は理解できますということではあると思うんですけども、今、新田先生がおっしゃったように。方策として少し体系立って見えるとわかりやすいかなというのは印象としてあります。

【林会長】

新田委員。

【新田委員】

とてもいい指摘だと思います。方策にしてはそこだけかという話で、林委員の話になるので、どういうふうにつけるかですね。今現在行われている施策とかね、はい。

【小出委員】

新田先生がおっしゃっているように、シニアカレッジとか、素晴らしい施策がたくさん行われているんですけども、それが断片的になっているので……。

【新田委員】

そうですね、おっしゃるとおりです。

【小出委員】

人材確保とかの方策として認識しにくいのはあるかなと思いました。

【新田委員】

しにくいですね。はい。

【林会長】

木藤委員。

【木藤委員】

今のことについて関連していうと、介護保険の事業計画で今の人材の問題とか、社会構造の問題を全部解決するということは難しいんじゃないかと思っています。そのために、例えば私どものほうでは地域福祉活動計画の中で、地域を主体に高齢者にかかわらず、障害者、それから、ハンディのある方を含め、子供から何から、地域で支え合っていく。これは今の日本の社会構造の中ではそういうふうにもっていかないと、お金もない、人手もない中では、方策としてはそういうことが大きなポイントになってくるだろうということ、ほかの分野である、市で言えば地域福祉計画、うちのほうで言えば地域福祉活動計画という中で、社会全体のことについては考えていくと思っています。

それと、ちょっと事務的になるんですが、最初に質問された方が言ったように、これは市長に対して答申をするんですが、あくまで計画の案を答申するわけですよ。そうすると、例えば主語・述語がちょっとおかしいような部分、それから、記述がおかしいような部分、これからおそらく直すと思うのですが、例えば端的に言えば、3ページのところの計画づくりの体制ですけど、1月に市長から諮問をした、諮問を行った。これは計画案としてはいいと思うんですが、その下のほうに、最終的に答申を行ったという、諮問を行ったということと、答申を行ったというのは、主語が全然違いますので、こっちは、この、いわゆる運協が答申を行ったということなので、この最後は多分要らないと思うし、もし入れるなら、答申のかがみの中に経過として入れればいいことであって、この中についての、例えばパブリックコメントというのはこれからのことで、市がやることなので、そういうようなこともちょっと整理が必要だと思うので、あくまで計画案を答申するということから、主語は全部統一したほうがいいと思いますので、それだけ指摘しておきます。

【林会長】

ありがとうございます。いろいろと貴重なご指摘していただいて大変参考になります。

そろそろまとめていきたいと思うんですが、今、ご質問やご意見の中には、この運協でもっと地域包括ケアについて、その目的、役割、具体的な取り組みについて検討すべきだったのかもしれないんですが、そこまではちょっとできてなかったのも、ただ、精神としては、地域包括ケアシステムが必要だということは、それが、例えば人材不足ですとか、いろいろな問題の解決というか、解消にもつながるといって、そういう狙いがあるってこうした現時点でのまとめになっているんだろうと思います。

ということで、そういった点もご理解いただき、かつ、いろいろと文章上も問題というか、不具合があることは確かですので、できるだけ早急に手直しして答申をまとめたいと思います。

ということで、どうしてもご指摘あれば、はい、小出委員、どうぞ。

**【小出委員】**

先ほどグラフ、そういう表の話が話題になっていましたけれども、介護サービスと介護予防サービスは、グラフ、表が非常に分厚くなっているんですが、この地域支援事業については、かなり記述が少なくなっているんですけど、ここの地域支援事業のサービス量の比較であるとかといったところは、これは特にはここには盛り込まれない？

**【林会長】**

事務局、お願いします。

**【事務局】**

地域支援事業というところなんですけど、確かにおっしゃるとおり、従来保険給付のほうの細かい統計は出していた、地域支援事業の量的なものはほとんど出ていなかったというのがありますので、ちょっと今回うまく出せるかどうか検討してみたいと思います。

**【小出委員】**

お願いいたします。

**【林会長】**

ほかにいかがでしょうか。

それでは、まだまだいろいろとあることは承知しておりますが、一応このあたりでまとめて、この後の作業につなげるということにしていきたいと思います。

それでは、議題の3番目のその他ですが、事務局からお願いします。

**【事務局】**

それでは、先ほども少し皆様から出しておりましたが、金曜日と土曜日に3回、介護保険運営協議会主催ということで、こちらの会議室、または第3・第4会議室を使って市民の意見を聴く会を開催いたします。事前に皆様には参加していただける日程の表はいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、次回の運協は、1月の15日の月曜日、会場がこちらと同じ第1・第2会議室で行います。すいません。本日、ちょっと開催通知をご用意できなかったのも、またお送りさせていただこうと思います。

以上です。

**【林会長】**

その他でほかにはございませんか。よろしいですか。

それでは、今日はこれで終わりにしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

—— 20 : 30 終了 ——